

令和元年度一般社団法人東京都電設協会との意見交換会

令和2年2月3日（月）

東京都庁第一本庁舎 25階 108・109会議室

【荒山契約調整担当課長】 おはようございます。それでは、定刻の少し前ではございますけれども、関係する皆様、全員おそろいですので、これより東京都電設協会様と東京都との意見交換会、始めさせていただきたいと思っております。

私は、財務局契約調整担当課長の荒山と申します。本日の進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず、本日は東京都電設協会の皆様、それから入札監視委員会制度部会の皆様、先生の皆様、お忙しい中、ここ東京都庁までお越しいただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、都の入札契約制度をよりよいものとするを目的といたしまして、現場の実態を踏まえたご意見、ご要望を直接お伺いするため、東京都入札監視委員会の制度部会として、意見交換会の場を設定させていただいております。

まず、出席者のご紹介でございます。

入札監視委員会制度部会の委員の方々をご紹介させていただきます。

入札監視委員会委員の堀田昌英様でございます。

【堀田部会長】 堀田でございます。よろしくお願いいたします。

【荒山契約調整担当課長】 続きまして、入札監視委員会委員の原澤敦美様でございます。

【原澤委員】 原澤でございます。よろしくお願いいたします。

【荒山契約調整担当課長】 続きまして、仲田裕一様でございます。

【仲田委員】 仲田です。よろしくお願いいたします。

【荒山契約調整担当課長】 続きまして、東京都電設協会の皆様につきましても、本来であればお一人ずつご紹介させていただきたいところでございますけれども、時間も限られておりますので、大変恐縮ですが、お手元の資料にあります出席者名簿のほうにかえさせていただきますと思っております。

都の出席者につきましても、出席者名簿のとおりでございます。

それでは、意見交換会に先立ちまして、東京都財務局契約調整担当部長の新田見より一言ご挨拶を申し上げます。

【新田見契約調整担当部長】 おはようございます。東京都財務局契約調整担当部長の新田見でございます。本日は、お忙しい中、協会の皆様、入札監視委員の皆様には貴重なお時間をいただきまして、まことにありがとうございます。

東京都電設協会の皆様におかれましては、日ごろより東京都の入札契約制度にご理解、

ご協力を賜りまして、まことにありがとうございます。重ねて御礼申し上げます。

昨年は、首都圏を直撃した台風19号など、自然災害の多い年でしたが、皆様には復旧等に当たって多大なお力添えをいただきましたことを、ここで改めて感謝申し上げますとともに、これからも引き続き、地域の守り手としてインフラの復旧や生活再建へのご支援、ご協力のほど、ぜひともよろしくお願ひしたいとお願ひ申し上げるところでございます。

さて、建設業の現場では人口減少時代を迎えた中で、担い手の高齢化が進み、また今後の中長期的な担い手確保といったことが大きな課題であると認識しております。

都民の暮らしや経済活動を支える建設業が、将来にわたって持続的に発展していくよう、働き方改革や生産性の向上実現に向け、私どもといたしましても適正な工期の確保や平準化など、昨年完成されました新担い手3法の趣旨を踏まえまして、しっかりと取り組みを進めていくことが重要であると考えているところでございます。

本日は、こうした建設業界を取り巻きますさまざまな課題を解決するための重要な意見交換の場であると考えております。また、入札監視委員会制度部会の委員の皆様におかれましては、本日も専門的な見地からご意見やご質問をいただければと思っております。

限られた時間ではございますが、皆様どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

【荒山契約調整担当課長】 続きまして、東京都電設協会の牧野会長様よりご挨拶を頂戴できればと思います。よろしくお願ひいたします。

【牧野会長】 おはようございます。

平素より大変お世話になっております。東京都電設協会会長の牧野でございます。本年も、またご指導賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

また、ことしも恒例の入札制度にかかわる意見交換会を実施していただきまして、本当にありがとうございます。30年6月から本格実施となりました入札制度も、はや一年半が経過いたしました。

現行の制度の根幹については、特に我々としては大きな問題もなく、むしろ継続していたことが今の段階では得策ではないかなというふうに考えております。今年度要望事項にも記載しておりますけれども、現行制度の継続実施というものを何とぞよろしくお願ひしたいというふうに考えております。

また、今回は細部にわたります詳細要望事項が中心となっておりますけれども、これらに対してもご検討のほどよろしくお願ひ申し上げます。

簡単でございますけれども、協会を代表としての挨拶をさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

【荒山契約調整担当課長】 ありがとうございます。

それでは、本日の進行についてご説明のほうを申し上げます。

今回の意見交換会の議事は、2つでございます。

まず、1つ目でございますけれども、東京都の入札契約制度等に関する要望についてと

いうことでございます。

最初に、東京都電設協会様から都に対しての入札契約制度全般に関するご意見、ご要望を全ての項目についてまとめてお話いただきまして、都からそれに回答させていただくというように進めさせていただければと思っております。

2つ目の議事が、報告事項になりますけれども、民法改正に伴う工事請負契約標準約款の改正についてでございます。こちらにつきましては、既に財務局のホームページのほうでご案内しているところでございますけれども、改めて、その内容について、都のほうからご説明をさせていただければと思っております。

なお、時間も限られておりますので、フリーでの意見交換は、議題1及び2を含めまして、最後に一括して実施をしたいというふうに考えてございますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。

また、資料の確認ほうをさせていただければと思います。

机上に、「令和元年度一般社団法人東京都電設協会との意見交換会」と書かれた資料を配付してございます。資料のほうは大丈夫でしょうか。

それでは、また、本日の意見交換会につきましては、速記録をとらせていただいております。議事の要旨を取りまとめたものをご出席の皆様にご確認いただいた上で、都のホームページに掲載する予定でございますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは早速、議題1でございますけれども、都の入札契約制度等に関するご意見、ご要望等につきまして、東京都電設協会様からまずお願いできますでしょうか。

【牧野会長】 それでは、事務局のほうから詳細についてご説明をさせていただきます。

【清水事務局長】 おはようございます。事務局の清水と申します。よろしくお願い申し上げます。

それでは、意見要望事項につきまして、ご説明させていただきます。

意見・要望事項。

当協会からの意見・要望事項。

お手元にあります資料5-5でございますが、1、現行の工事発注方式の堅持。こちらにつきましては、従前より意見要望事項として提出させていただいておりますので、この場では、現行の分離・分割発注方式は今後も堅持していただきたいとのみ述べさせていただきます、具体的な取り組みにつきましては、割愛させていただきます。

2、平成30年度自主制度の長期継続。

こちらは平成30年6月25日より本格実施となりました新たな入札契約制度を、長期にわたり継続実施していただきたい。

入札契約制度は、行政執行にかかわる極めて重要な制度でございます。安定的な適用が求められるものと考えております。

3、週休2日制の実現。

(1) 指導の徹底と予算の確保。

これは、政府の働き方改革の実行計画により、改正労働基準法による罰則付の時間外労働の規定は、建設業については施行から2024年までの5年間、適用が猶予されておりますが、国土交通省からの要請もあり、業界団体による週休2日実現に向けた計画が策定され、18年度は4週5閉所、19年度は4週6閉所以上、2021年度末までに、4週8閉所を実現するとの目標が掲げられ、2018年4月より実施されております。

しかしながら、現実には、官民の工事を問わず、建築主体工事業者による土曜日の閉所は行われず、ほとんど毎土曜日に作業が行われているのが現状です。

このような状況を踏まえ、東京都発注の公共工事において、働き方改革の一環として週休2日制を導入するについては、確実に週休2日を実現できるよう、建築主体工事を行う企業への土曜日の現場閉鎖・入場禁止の指導の徹底等、思い切った策を講じていただきたい。

また、週休2日を実現するための十分かつ適切な工期を設定するとともに、工期に見合う経費の計上、予算の確保も適切に行っていただきたい。

(2) 主体工事の竣工+14日の復活。

これは、工事の進捗管理を的確かつ十分に行い、建築工事のおくれが設備工事の実工期に影響を与えることがないようにしていただきたい。そのためにも、以前実施していた工期、これは「主体工事の竣工+14日」。これは設備工事を含めた竣工日に設定する扱い、こちらを復活していただきたい。

4、財務局発注案件における重複申込可能な制度の導入。

財務局発注案件についても、他の部局と同様に、件名の重複申込ができる制度を導入していただきたい。財務局発注案件に関する現行の入札契約制度では、1件名について申込から入札までの期間に1カ月半から2カ月を要し、受注できない場合、別件を改めて申し込むこととなるため、入札時に選定した技術者が遊んでしまうリスクを抱えることになっています。入札者数をふやして活性化を図るためにも、件名の重複申込（最低2件程度）ができる制度の導入が必要と考えます。

5、LED照明のリース契約不採用の継続。

東京都が行うLED照明の導入推進は、街路灯を含めてリース契約を採用しない旨の回答をいただいておりますが、電気工事業界の健全かつ継続的な発展のためにも、改めて、この方針の継続をお願いしたい。

6、予算策定における留意点。

平成24年度以降の電気設備工事関係の発注状況を見ると、平成30年度は、件数・金額ともに前年度に比べて大幅な増加となったが、中小事業者が単体受注可能な案件数は、発注部局により若干のばらつきがあるものの、基本的に減少傾向にあることが見てとれ、特に財務局発注案件については、その傾向が顕著です。都の重要政策である中小企業育成の面からも、今後の予算策定においては、発注総額のみならず、発注案件数にも留意願

たい。

7、意見交換の機会と業界団体の活動に対する支援の継続。

今後とも、業界・事業者団体との意見交換の場を設けていただくとともに、団体が開催する知識や制度情報の普及・啓蒙のための講習・研修会などへ、職員の方を講師として派遣していただくなど、その活動への協力と支援をお願いしたい。

これらが、当協会からの意見要望事項となります。

以上です。

【荒山契約調整担当課長】 ありがとうございます。それでは、ただいま頂戴いたしましたご意見、ご要望に関しまして、都の所管部署より順次、回答のほうを申し上げたいと思います。

【岡村契約調整技術担当課長】 契約調整技術担当課長の岡村でございます。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

私より1点目、2点目、それから5点目、それから7点目について回答させていただきます。

まず、1点目の現行の工事発注方式の堅持について、現行の分離・分割発注方式は、今後も堅持していただきたいという要望についての回答でございます。

都では、中小企業が地域社会の活力や雇用の創出など、都民生活の向上に果たす役割を踏まえまして、従前から分離・分割発注を推進しているところでございます。具体的には、事業者の方の専門性が発揮されるように、業種ごとに工事を分離発注するとともに、事業者間での競争環境が確保されますよう発注ロットを適切に分割しております。このことは、入札契約制度に求められます透明性、競争性、品質の確保などに寄与するものであると認識しており、今後も分離・分割発注を継続してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、2点目でございます。

平成30年度実施制度の長期継続について、平成30年6月25日より本格実施となりました新たな入札制度を、長期にわたり継続実施していただきたいという要望の回答でございます。

本格実施後、1年を経過した状況を見ますと、昨年2月に報告した半年間の状況と比較をしても、不調率の改善ですとか、入札参加者数が増加するなどといった効果が見られております。

こうした観点から、今後も本格実施後の取り組みをベースとしまして、落札状況や事業者の方の応札行動の検証、さらには業界団体の皆様との意見交換を行いながら、よりよい制度の構築に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

【渡邊建築保全部電気技術担当課長】 では、続きまして、3点目の週休2日制の実現についてご回答させていただきます。担当で、技術担当課長の渡邊でございます。よろしく願いいたします。

この週休2日制の実現というところに対しましての指導の徹底と予算の確保ということでございますけれども、東京都財務局におきましても、建設業の持続的発展のためにも働き方改革は重要であると認識しております。このため、財務局では、一斉に現場閉所する週休日2日モデル工事を平成28年度から試行しております。

モデル工事の入札条件といたしましては、東京都の休日に関する条例に規定する休日には原則工事を行わないこととしており、土曜日が含まれております。

工期設定に当たっては、工事に直接必要な日数のほか、施工条件や休日等を考慮した日数を加え、工事段階に必要な期間を適切に確保しております。具体的には、新築・改築・増築の工事に関しましては、日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」を参考にいたしまして設定しておるところでございます。

さらに、平成30年10月以降に公表するモデル工事につきましては、週休2日に取り組む際に必要となる経費として、実態を踏まえ、労務費の補正を行っております。今後、業界団体の声を聞きながら、この取り組みを進めていく所存でございます。

続きまして、(2)の主体工事の竣工プラス14日の復活という点につきまして、ご回答させていただきます。

簡単に、まず最初、プラス14日の復活ということで簡単にご説明させていただきます。

要は、今現在実施しております工事では、主体の建築工事と同時竣工ということを行っておりますけれども、建築工事の竣工がプラス14日の工期を設備工事に設定するというものであるということで、私は理解しております。

実は私自身もプラス14日の工期というのを知りませんでした。それで、いろいろと調べたところ、財務局では過去にやっていないようなんです。それで、さらに調べましたところ、都営住宅か何かで過去にやられていたという話をちらっと聞いております。ただ、都営住宅のほうでも現在のところは同時竣工という形を取られているというふうに聞いております。

このプラス14日の件は、次に回答させていただきますけれども、要は、設備機器の運転調整の期を十分取れるようにという意味合いだというふうに理解しております、回答させていただきます。

財務局では、工事を確実に完了し、円滑に施設の供用を開始するために、設備工事の工期を建築工事と同時に行っている。要は同時竣工という形を取っております。工期の設定に当たっては、工事の各段階に必要な期間を適切に確保するとともに、設置機器等の総合試運転や調整期間を確保するため、受電時期となる概成工期を適正に設定し、発注図書の一部である特記仕様書に記載しております。

また、この概成工期を遵守するために、財務局の統括電気主任技術者が受電、要は概成工期の時期となる6カ月前と1カ月前に、現場の総合定例会議に出席いたしまして、その席上、各工事の受注者に対して概成工期の遵守ということで、指導・助言に努めておりま

す。

引き続き、受注者に対して工程管理の重要性について理解を求め、概成工期の遵守を図っていく所存でございます。

【松永経理部契約第一課長】 引き続きまして、財務局発注案件における重複申し込み可能な制度の導入のご要望に対してご回答させていただきます。契約第一課長の松永でございます。よろしくお願いいたします。

財務局契約第一課発注の9億円未満の電気設備工事につきましては、希望申請中、または希望指名中の別案件がある場合、原則として重複の希望申請を不可としているというのが現状でございます。

これは、できるだけ多くの事業者の方に受注の機会を提供するとともに、安易な希望申請を排除しまして、希望申請をした案件について最後まで責任を持って応札していただくことを目的として従来から長く運用しているルールでございます。業界の皆様にも広く浸透しているものと認識しております。

ご指摘のとおり、現行のルールにおきましては、希望した案件を落札できなかった場合、予定していた技術者の方に1カ月以上の空白期間ができてしまうケースが考えられ、技術者不足が顕在化している今日においては切実なご要望であるというふうに、私どもも受けとめてございます。

ただ一方、重複希望を可能とした場合、技術者を多数有する事業者など特定の事業者を受注が偏ったり、安易な入札辞退を誘発する等のデメリットも考えられるところでございます。

今後、こうした考え方に基きまして、希望申請の状況や業界全体のご意見、さらには他の業種とのバランスもあわせて考慮しながら、慎重に対応すべき問題と考えてございます。

以上でございます。

【岡村契約調整技術担当課長】 5点目でございます。LED照明のリース契約不採用の継続についての要望に対する回答でございます。

こちらにつきましては、所管の建設部に確認をいたしましたところ、リース契約を採用する予定はなく、引き続き、工事発注を行うと聞いているところでございます。

【渡邊建築保全部電気技術担当課長】 次に、6点目です。予算策定における留意点ということで、回答させていただきます。

東京2020大会後においても、都は、第二次主要施設10か年維持更新計画等に基づき、都営施設の整備を進めており、計画を継続して着実に推進していく予定でございます。

なお、中小企業に対する受注機会の確保を図るための措置としても、先ほど1番目に回答したとおりに、引き続き分離・分割発注を徹底することに努めていく所存でございます。

【岡村契約調整技術担当課長】 最後7点目でございます。

意見交換の機会と業界団体の活動に対する支援の継続に対する回答でございます。

よりよい入札契約制度を構築するためには、業界団体の皆様との意見交換は非常に重要なものと考えておりました、今後も実施させていただきたいと考えております。

また、講習会や研修会につきましては、現在同様、ご要望を踏まえまして、引き続き実施させていただきたいと考えているところでございます。

【荒山契約調整担当課長】 それでは、一通り、まず回答させていただきました。

この後、議題2につきましても都のほうよりご説明させていただきまして、それも含めた上で、フリーでの議論、意見交換というふうにさせていただきたいと思っております。

それでは続きまして、議題2でございます。

都より、民法改正に伴う工事請負契約標準約款の一部改正についてご報告させていただきます。

【岡村契約調整技術担当課長】 契約調整技術担当課長より引き続き説明させていただきます。

約款の改正となった背景でございますけれども、平成29年5月26日に民法の一部を改正する法律が成立いたしまして、民法のうち債権関係の規定につきまして、特に契約に関する規定を中心に社会経済の変化への対応を図るための見直しを行うとともに、判例等で定着した実務で通用している基本的なルールを明文化するといった改正がなされ、来年度、令和2年4月1日から施行予定となっております。この民法改正を踏まえ、国土交通省において、改正案をまとめ、昨年12月20日に中央建設業審議会から勧告がなされました。

この、国の公共工事の標準約款を踏まえ、都においても本年1月に改正を行ったところです。

都の工事請負契約標準約款の一部改正について、説明させていただきます。

まず、東京都の契約で使用する工事請負契約標準約款の施行日については、令和2年4月1日以降に契約を締結する案件です。

具体的な、主な改正内容ですが、1点目は瑕疵担保責任に関する見直しです。

まず、民法改正を踏まえまして、瑕疵という用語を、種類または品質に関して契約の内容に適合しないもの。に見直しを行いました。

2点目は、民法改正を踏まえ、契約不適合があった場合の発注者の権利として、履行の追完請求権、代金の減額請求権を新たに規定しました。

続きまして、契約不適合責任の担保期間に関する見直しです。

発注者は工事事目的物の引き渡しを受けてから2年以内でなければ、契約不適合の理由をした履行の追完請求、それから損害賠償の請求、代金の減額の請求、それから契約の解除、をできないこととしました。

しかしながら、上記にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、発注者が

検査をして直ちにその履行の追加を請求しなければ、受注者はその責を負わないこととしました。

ただし、一般的な注意のもとで発見できなかったものにつきましては、引き渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができることといたしました。

また、上記規定でそれぞれの期間内に契約を発見した旨を通知したときに関しては、当該通知から1年以内に請求を行うことで、当該期間内に請求等をしたものとみなすこととしました。

そのほか、契約不適合が受注者の故意または重過失によるものであるときは、民法に定めるところによること等を規定しました。

続きまして、契約解除権に関する見直しです。

まず民法改正を踏まえ、発注者の解除権につきましては、受注者の解除権とともに催告解除、無催告解除と分けて規定がされましたので、約款についても同様に解除事由を規定をしました。

催告解除、こちらにつきましては、債務不履行の内容が軽微であるときには契約を解除できないことといたしました。

続いて、損害賠償請求権に関する見直しです。

改正民法を踏まえ、発注者の損害賠償請求権については、工事目的物に契約不適合があるときや、受注者が債務の本旨に従った履行をしないとき、または、債務の履行が不能であるとき等を規定をいたしました。

また、受注者の損害賠償権、につきましては、発注者が債務の本旨に従った履行をしないとき、または債務の履行が不能であるとき等を規定しました。

最後、その他の見直しについてです。

遅延違約金等の利率の根拠を明確に規定いたしました。現時点の当該率は年5%でありますけれども、当面の運用に変更はございません。

次に、契約保証金の納付にかわる保険会社との履行保証保険契約、保証事業会社の保証につきましては、契約の解除が破産法の規定による破産管財人、会社更生法の規定による管財人、さらには民事再生法の規定による再生債務者等によってなされた場合についても保証されるものではないということ等を規定をいたしました。

また、これまで受注者に排除措置命令、または課徴金納付命令があった場合についてのみ契約解除の対象としてきましたが、今後につきましては、命令の対象とならない違反事業者におきましても契約解除の対象とすることといたしまして、あわせて損害賠償の対象とすることとしました。

以上が、工事の請負契約標準約款の改正についての説明は以上です。

今回、設計等の契約約款や、関係規定集も順次見直していきます。

【荒山契約調整担当課長】 それでは、ここから、お時間の限りで、議題1及び2を含めまして意見交換をさせていただければと思います。

先ほど私どものほうで回答させていただきました、こういった内容も踏まえまして、ご意見、ご発言をいただければと思います。

まず、東京都電設協会様、何かございましたらお願いいたします。

【牧野会長】 今回の要望に対しまして、1つずつ的確な回答をいただきまして、本当にありがとうございます。

特に、今回は、制度のコアに触れる部分というのはございませんでしたので、今回、細部にわたる要望ということで、それに対する回答でございましたけども、3番目、

(2)の、例の主体工事竣工後14日の復活ということなんですけども、確かに過去のデータを見てみますと、都営住宅で1990年代の、そこら辺あたりで実施をしていたというデータが我々のところに残っています。

この要望の根幹は、最近の建築工事の進捗のおくれというものが、我々の設備工事に大変大きな影響を与えるということで、竣工検査の時点でも、非常に我々が、正直なことを言いますと、徹夜とかして検査に間に合わせなきゃならないという状況も、全ての現場とは言いませんけども、そういう現場もかなり出ているということで、それであれば、思い切ってこの14日の復活をしていただいたほうがいいんじゃないかなという観点で、この件を要望させていただいたという趣旨でございます。

あと、重複可能な制度に関しては、これについては回答の趣旨も当然、我々は理解しております。ただ、多少まだ偏った意見かもしれませんけども、我々は、それだけ東京都の財務局の仕事に対して熱意を持っているということをご理解いただければ幸いです。

あと、LEDの照明に関しても、リースは今後もまだ考えていないということでございますので、これは、我々、該当の維持管理の専門の業者も会員としておりますので、この点については、しっかりと伝達させていただきたいというふうに思います。

あと6番も、これも多少偏った内容になってはいますけども、要は、1億2,000万未満の工事が多少減っているんじゃないかと。いわゆるオリンピック関係の大型工事がここ近年かなりあったということで、そちらのほうに予算が偏ったということで、ここら辺も今後改善していただければ、それで結構だというふうに考えております。

ほかに、何かありますか。

とりあえず、協会からはそういうことでございます。

【荒山契約調整担当課長】 ありがとうございます。

それでは、改めて、またお話が出ました概成工期のお話ですとか、そのあたり。

【渡邊建築保全部電気技術担当課長】 概成工期の件ですが、実はここで、今回、回答させていただいた統括電気主任技術者は私なんです。

こういっては何なんですけど、6カ月前にお願いしても、まだ盤の搬入もなされていないんです。現場を見せていただいても、ここに盤が入ります、ここに発電機が入ります、基礎ぐらいしかできていないんですけど、とはいえ、従前は1カ月前に行って現場確認させ

ていただいたんですけれども、1カ月前に行って概成工期云々の話をしても、もう取り返しがつかないんですよ。ということで、6カ月前にも行こうということ、うちのほうで、内部で決めまして、6カ月前に現場を見まして、総合定例の場で各受注者が、こういっては何ですけど、要するにメインは建築の受注者のはずなんですけれども、対して、概成工期よろしくお願ひしますね、ちゃんと守ってくださいね。皆さんの協力がないと電気事業者が、電気の事業者が苦勞されますから、皆さんのご協力のもと概成工期を守っていただいて、無事に竣工を迎えられるようにしてくださいということをお願いするために6カ月前にお邪魔しています。

1カ月前にもさらに行って、実際に、今度は、受電の自主検査等も含めまして、その状態で大丈夫かどうかの確認をさせていただいているんですけど。私の立場からこんなこというのも何なんですけど、やはり最後のしわ寄せはどうしても電気の受注者に来るのは私も工事をずっとやっています、それはわかっていますので、もう何とか要するに概成工期を守ってもらうようにということで、こういう活動をさせていただいております。

ただ、プラス14日というのを考えられないことはないと思うんですけど、建築の受注者さんがいなくなった後に設備だけ残っていると、その最後の後始末が、全部設備業者さんにいっちゃうんじゃないかという部分もありますので、何とか同時竣工で、なおかつ概成工期をしっかり守ってもらうように、引き続き、各受注者さんのご協力を得るような形で指導並びに、助言ということでもないですけども、実施していきたいと考えております。

簡単ですけど、すみません。

【松永経理部契約第一課長】 私からも一言、会長さんのほうから、財務局の発注工事に熱意持っているということで、考えてほしいということは、もう本当に非常にありがたいと思います。私どもの中でも開札をしたときに、結局、同じような箇所の工事であっても一方は希望が非常に多くあって、順調に落札する。ところが、もう一方は全く希望者がなく、辞退が続いてしまっているという話があって、その辺は、同時に開札をして実際にあることです。会長さんのおっしゃったようなことも、少し話題にはなっておりますので、

そうした状況を踏まえて、内部でも少し議論をしていこうというふうに考えております。

【荒山契約調整担当課長】 それから、6番の予算措置の部分で言っていましたので、私ども契約の手続を行っている制度の所管でございますし、工事を発注する、今日は建築保全部も来ておりますけれども、基本的に、私どもは、できる限り計画的に発注をしていくということも当然のことだと思っております。

先ほどお話に出ましたように第二次主要施設10か年維持更新計画というようなものをつくりまして、予防保全の考え方もちゃんと取り入れながら、できるだけ工事が偏らないようにということで、現在努めております。発注の時期につきましても、平準化の取り組みということで、年度末に集中しないようにというようなこともできる限りやっております。

す。この点は、事業の進捗状況も踏まえながらの工事発注ということになりますので、一概に、全て発注のほうをバランスよくやるというのはなかなか難しいところがございますけれども、引き続き努めていきたいなというふうに考えてございます。

今のお話を踏まえまして、何かあれば。

【渡部副会長】 今の契約の、この重複の件なんですけど、今、重複って、申し込み可能であっても、おっしゃるとおりに多いところがあるとという形じゃなくて、2件申し込んだ場合に、2件入ったとしても、今どうしてこういうことになったかという任意指名というのがあると思います。おっしゃるとおりに偏っている。

それで、一般競争は別ですけど、指名競争のときは10者そろわないときというのも、同じ地域性とか、そういった形で先に申し込んでも、あと、もっと、地域的にこっちのほうがあるのもあるのは正直、わがままな話ですけど。ただ、希望者がいない場合に、重複で入れていただければ、受注したのは1件で構わないと思います。2件は取れないような仕組みを取っていただければ、その業者が何回も。

ただ、その機会が少ない。申し込めないのに任意で地域では入るときもあればというのが、制度的に、せっかくだから指名に入れれば、機会がふえるんじゃないのか。2件を取れなかったとしても、1件だめであれば、もう次の1件目は当然のことながら辞退。前の制度ですと乱雑になっちゃうと思うんですけど、今は、電子調達で、すごいシステム的に、本当は重複しちゃうとこれは申し込んでいるから入れませんよというのが出てきちゃうと思うんですね。そういうのであれば、そういうのも可能なのかなということで、こういった意見を出させていただいたということでもあります。

【荒山契約調整担当課長】 ありがとうございます。

それでは、もしよろしければ、入札監視委員会の制度部会の先生のほうから何かあれば、ご質問等、もしくはご意見等がありましたら、何かいただければと思います。

【堀田部会長】 本日は、大変貴重な機会を設けていただきまして、改めまして御礼申し上げます。部会長の堀田でございます。

既にお話を伺った点も含まれるかもしれませんが、せっかくの機会ですので、改めて現況についてお話を伺えればというふうに思います。

まず、多少項目が前後するかもしれませんが、1つ目ですが、7つ項目があるうちの4つ目ですけれども、全体の電気設備工事関係の金額、件数ともに、ふえているんだけれども、中小規模の単体受注可能な案件数が減少傾向にあるのではないかという話を少し詳しく教えていただければと思います。

先ほど事務局の皆さんからも、維持更新計画のほうもあるのでということで、一方で、2020後も、主要更新施設については、引き続き、きちんとした整備計画をお持ちだということで、新設と維持更新計画とのバランスということもございまして、あるいは、こういった中小規模の工事が、もし中期的に減少傾向になるとすると、業界全体にどういった影響があるのかということもあるかと思います。

そういった点も含めて、現状と、それから見通しについて伺えればと思います。

【牧野会長】 発注に関しては、むしろ発注先の東京都に先に聞きたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

【堀田部会長】 そうですね。

今後の見通しについてはそういうことかもしれませんが、先ほど、発注者の皆様からご説明があったような現状、それから見通しを踏まえて、今後、協会にどういった影響、あるいは帰結が予想されるかなということを伺えればといったお話でございます。

【渡部副会長】 これはざっくりした形なんですけど、うちのほうのバックデータ、協会のほうと受注金額と件名というのを、いろいろ部局ごとに、警視庁さん、消防庁さん、教育庁さんというのはまとめてはいるんですが、それは細かいので資料には添付していないと思うんですが、ちょっとした例としまして、電気工事の、近年でいいますと平成28年度から31年度までなんですけど、1億2,000万未満が、平成28年度には66件、29年度には55件、30年度には修復と、あとバブル期の結構修繕等を行いまして、78件とふえているんですが、31年度には39件ということで、数値で言いますと100件近い80件とかが結構あった1億2,000万未満というのは、制度前にしてみますと1億2,000万以上はJV工事になっておりました。いわゆる単体工事。それが、我々電設協会、中小企業、A・B件名の大手じゃない都のほうが入る入札制度が多かったんですが、それが、大きな見解で見ると徐々に減少しているんじゃないかと。1件目当たりのかかる費用もふえてはいるんですが、そういったことになると、本当に、3,000万、4,000万の工事も少なくなっているというのが現状で、その幾ら幾らって、全て細かくというのはないんですが、大まかな形で、そういった形で減少傾向にあるということで、我々は認識をしておりまして、それで今オリンピック施設等もそうなんですけど、大きい施設が、東京都はすごく大きくなっておりまして、これから出るその修繕工事等も大型物件化していってしまうのではないかと、それを危惧しておりまして、極力、我々中小零細企業にとっても、こういう公共工事に参加できる形を取っていただきたいということの旨もありますので、こういった形でよろしいでしょうか。

【堀田部会長】 ありがとうございます。

【荒山契約調整担当課長】 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

【原澤委員】 原澤です。よろしく願いいたします。本日は、貴重なお話をありがとうございました。

私から、労働条件についてお伺いさせて下さい。今後、働き方改革でオーバータイムに対して罰金が科せられていくことは、中小の方にとっては非常に深刻な問題であると理解しています。オーバータイムは、通常の場合、基本的には1日8時間以上、1週40時間以上ですので、週休1日で週6日働くとなると、週休2日のところよりも、1日の勤務時間を短くしなければ、当然オーバータイムは多くなると思います。現在、週休1日で毎週

土曜日働いた場合、オーバータイムは月に何時間程度になっているのでしょうか。また、繁忙期と閑散期がはっきりしている業種ですと、変形労働時間というのを労使協定結ぶことにより、繁忙期に週40時間以上になっても、オーバータイムにカウントされない制度があるのですが、そのような変形労働時間制を採用して、オーバータイムを減らしている会社があるかという2点をお伺いできればと思います。

【牧野会長】 変形労働何でしたっけ。多分、我々の会員では、それを適用している業者というのはほとんどないというふうに思います。

要は、これも、根幹は人手不足というのが本当にあると思うんですけども、それによって当然、建築の工期のおくれ、それによって土曜日現場を動かさざるを得ないというのが実態だと思うんですね。ですから、基本的には、建築が主導権を持ってしっかりと、工期がおくれても、おくれなくても、もう現場を閉じるんだということを強行していただけない限り、これはなかなか解決できる問題じゃないんじゃないかなと、そういうふうにいるんですけども。

【本間理事】 今のお話なんですけども、例えば40億の建築工事がございました。電気工事は4億ですとなったときに、建築屋さんには20人という例えばスタッフが乗り込んでくるわけです。そうすると、土日を、土曜日は半分休んで半分出るというふうなシステムも、もし取れるんですね。ところが、我々電気工事屋は、3、4人のスタッフしか乗り込まないんで、そのうちの1人とか2人が休めるか休めないかと、かなり微妙なところなんです。交代制にすると、半分のスタッフだと、片一方がほとんど現場が動いている最中では、2人では切り盛りできないですとかという話があるんですよ。片一方は、30人いれば、15人、10人休める。電気工事屋はかなり全般を見回すので、交代で休むというシステムを非常に取りにくい。数も違います。

そういう意味では、全部お休みにしていただけないと、我々は、動いているときに半分、半分休むというシステムを非常に取りにくいというのがあるんです。現場をやる以上は。そうすると、閉鎖していただかないと交代勤務というのは非常にしにくい。

ところが、最近の大手さんがやっているように、建築工事が何百億あって、電気も何十億というものであれば、それは交代システムは取りやすいんですけども、先ほど言った、例えば1億2,000万とか1億5,000万の工事だと、担当者はせいぜい2人だと。動いていると休めないというのが実情なんです。ですから、我々の中では、完全に現場を閉鎖してゲートを閉じていただかない限りは休めないという、現場が動いている以上は休めないというのが、実情だと思っております。

【原澤委員】 どうもありがとうございました。

【荒山契約調整担当課長】 お願いします。

【仲田委員】 これは3度目ですね、私は、この協会さんとの意見交換会という形で協議をするというのは、非常に有意義だと思っております。ありがとうございます。

私の質問は、4番目の重複申込可能な制度の導入ということについてなんですけど、先

ほどの議論でよくわかってきたわけですが、要は、入札時に選定した技術者が遊んでしまうリスクは避けたい。一方で、多く人間を抱えている大企業有利も避けたい。

その相矛盾する二つのリスクをどうやって解決するかなんでしょうけども、今お話アイデアを伺ったんで、何か解決する道もあるのかなと思っていまして、双方が納得できる解決策を、これからこういう場を通じて探していったらいいのかなと思いました。

以上です。ありがとうございます。

【荒山契約調整担当課長】 ご意見ありがとうございます。ほかに何かございますでしょうか。

【牧野会長】 当協会は、東京都の住宅政策本部とも、昨年から意見交換ということで実施させていただきまして、都営住宅の案件ですとか、特に外構工事というのが我々の業界では非常に好まれない工事になっています。ということで、今も不調が数多く発生している状況なんです。

その不調をどうやってなくしたらいいのかということで、政策本部と協議を重ねさせていただいているんですけども、解決の道は当然あると思うんですよね。まだまだ完璧な方向にはなっていないんですけども、ある程度時間をかけて、当然、予算の件もごさいます。外構工事は、金額が少ない割には利益が少ないということと、基本的には土木がかかわるといことで、当然、我々が請け負った以上、土木工事を施工しなきゃいけないといことで、それなりの機器とかは、当然備えてないわけですよ。そうすると、そここのところで、もう既に予算がかなりオーバーしてしまうといことで、そこら辺をどう解決したらいいのかといことで意見交換をさせていただいたんですけども、それと同時に、工期の問題ですね。都営住宅の本体が終わってから外構ということになるんですけども、そうすると、そういった金額の少ない工事で、技術者がその分まで、いわゆるエース級の管理者が縛りつけられるのが非常に困るといことで、そこら辺の緩和をしてくださいたいといことでお願いをしているところなんですけども、そういった形で、外構工事は基本的にはそれほど魅力がない工事であるんですけども、これは、協議を重ねていけば、恐らく我々の業界、いわゆるBランクの業者でも奮って申込できるような形に持って行きたいというのが、我々の念頭にあるところだといことをご理解いただきたいと思っていま

す。

それからもう一点、今回、この入札制度が、ここ数年にわたって協議をさせていただいて、今の現行制度に落ちついたといことで、我々の業界としては、今回の制度は非常に評価を高く持っているところなんですけども、入札監視委員の先生方、それから、発注者サイドとして今回の入札制度はどのように捉えているのか、答えられる範囲でいただければというふうに思っていますけど。

【荒山契約調整担当課長】 それでは、私のほうから。

まず、1点目のほうの都住の関係の外構工事の分離発注の件ですね。

恐らく財務局で発注している案件は、このあたりは分離で発注せずに、建築や土木のほ

うと一括して発注したりとか、いろいろと工夫したりしています。

分離分割発注というのが基本の原則ということで、都住のほうはしっかり職種別で分けている。今お話があったように、技術員の配置の問題とか、その辺の工夫の仕方、よりよい制度になるんじゃないかというご提案をいただきましたので、都住のほうの担当のほうとも情報交換しながら、私どもの発注も含めて、できるだけよい制度にしていきたいというふうに考えてございます。

2点目の入札契約制度改革の本格実施後のということなんですけれども、平成29年から試行ということで、大きく制度を変更させていただきました、正直申し上げまして、業界の皆様方に急激な変更ということもあり、少し混乱を招いてしまったという点はあったのかなというふうに反省する部分はあると思っています。その後、入札契約制度に関しては、入札監視委員会の制度部会の先生方を中心に検証結果の報告書を出していただきまして、それなりの形に落とし込み、入札の参加者数をふやすという当初の目的は達成しつつ、中小企業の皆様にも大きな負担をかけないような形で決着させて、現在進んでいるのかなというふうに私どもは認識してございます。

ドラスティックな改革という形でやらせていただきましたので、基本、私どもの今後の見通しでは、これをベースとして大きくこの制度を変えていくということは、当面のところは考えてございません。

ただ、当然オリンピックも終われば、また状況も変わってきますでしょうし、市場の状況なんかも見ながら、一番いい制度にということで、必要に応じて見直していきたいというふうに思っております。

先ほど来お話が出ていますけれども、業界の皆様の方々の現場の声というのは本当に重要だと思っていますので、こういった機会を捉えまして、いろんなご意見を頂戴いたしまして、できる限り現場に沿った、また公平性ですとか、競争性とか、入札契約制度の基本的な部分は崩さない形で、きっちり進めていければというふうに思っています。

引き続きよろしく願いいたします。

ほかに何かございますでしょうか。

【牧野会長】 結構でございます。

【荒山契約調整担当課長】 それでは、そろそろ時間でございますので、閉会に当たりまして、契約調整担当部長の新田見よりご挨拶を申し上げます。

【新田見契約調整担当部長】 本日は、限られた時間でございますけれども、皆様からの貴重な、ありのままの声、また、貴重なご意見を賜りまして、まことにありがとうございました。

本日いただきましたご意見等は、私どもの今後の事業の進め方において非常に参考にさせていただきますながら、今後ともよりよい入札契約制度を運用していくように務めてまいりたいと思っておりますので、引き続きご協力、ご支援のほどお願い申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

【荒山契約調整担当課長】 それでは、以上をもちまして意見交換会を終了させていただきます。

——了——